

相続人の欠格

背信的行為を理由に

民法は、被相続人等の生命または被相続人の遺言行為に対し故意に違法な侵害をした相続人はその被相続人との関係で法律上当然に相続資格を失うとする相続欠格の規定をおいています（民法 891 条）。

欠格事由は、①故意に被相続人または相続について先順位もしくは同順位にある者を死亡するに至らせ、または至らせようとしたために、刑に処せられたこと（同条 1 号）、②被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、または告訴しなかったこと（ただし、その者に是非の弁別がないとき、または殺害者が自己の配偶者もしくは直系血族であったときは除く）（同条 2 号）、③詐欺または強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消しまたは変更することを妨げたこと（同条 3 号）、④詐欺または強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、または変更させたこと（同条 4 号）、⑤相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、または隠匿したこと（同条 5 号）の五つの場合です。

①の故意は殺意のみで足り相続上有利な結果を得ようとする故意までは必要ありませんが、殺害の対象が被相続人等であること、少なくとも親族関係にあることを知っている必要があると解されます。

②は被相続人が殺害されたことを知りながら故意に告発・告訴しなかった場合ですが、①と同程度に悪質とみられる場合にかぎり欠格事由になるものと解されます。

③④⑤は被相続人の遺言の自由を保障するための規定であり、相続人が被相続人の遺言の自由を妨害し、相続法上不当に有利な地位を得ようとしたことに対する制裁であることから、①の場合と異なり相続上有利な結果を得ようとする故意が必要であると解されます。

⑤の場合について、共同相続人 A が他の共同相続人 B を被告として、B は被相続人の遺言書を破棄または隠匿した相続欠格者であるとして争った事案につき、遺言書の内容がもともと B に有利な内容であったことから遺言書を破棄隠匿した B には利得目的が認められないとして B は相続欠格者には当たらないとした裁判例があります（最高裁平成 9・1・28）。

相続欠格により相続人となることができない者に子があり、その子が被相続人の直系卑属であるときは、その子は相続欠格者を代襲して相続人になります（同 887 条②）。

